



高校生の通学費等を支給

10月1日を基準日として、学校教育法に規定する高等学校に在学している次の受給要件に該当する生徒の保護者に対し、通学費等を支給します。

受給要件

- 市内に住所を有し、全日制課程に通学する生徒であつて次のいずれかに該当する場合。
 - ①市内の高等学校への通学者のうち、自宅から学校までの直線距離が10 km以上
 - ②市外の高等学校への通学者のうち、自宅から学校までの直線距離が10 km以上(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される方は、自宅から最寄りの駅までの直線距離が10 km以上)
- ※サテライト校に通学している場合には、その協力校までの距離となります。
- 詳しくは、教育総務課(市役所3階)、または各支所地

域振興課に備え付けの範囲図を参照してください。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、申請書の証明を受けて提出してください。

申請書交付・提出先

教育総務課、または各支所地域振興課

申請期限 10月31日(金)

支給金額

年額32,000円

支給時期 11月末(予定)

※昨年度支給を受けた方も、今年度分の申請が必要になります。

問い合わせ：

教育総務課総務係
☎(55)5149

来年度小学校に入学するお子さんのご家族へ

来年度、小学校に入学予定のお子さんは、平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた皆さんです。

該当するお子さんのいるご家庭には、9月中旬までに就学時健康診断実施通知書を送付していただきますので、ご確認ください。通知書がお手元に届かない場合は左記までお問い合わせください。

※本市へ避難されているお子さんと、本市の学校へ入学を希望される方はお申し出ください。

問い合わせ：

学校教育課管理係
☎(55)5151

米の全量全袋検査を行っています

昨年に引き続き、平成26年産米の放射性物質を調べる全量全袋検査が行われています。米の全量全袋検査は、消費者と生産者の安全・安心を図るために行うものです。

出荷する米をはじめ、市内で生産された米は、検査を受けないと、食べたり、出荷したり、販売および譲渡することとはできませんのでご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：

農政課総合農政係
☎(55)5116

デマンドタクシーの運行を開始します

10月2日から安達、岩代、東和地域においてデマンドタクシーの運行を開始します。

デマンドタクシーは予約制です

デマンドタクシーは、予約制の乗合タクシーです。定められた運行区域内であれば、1回300円でご自宅から目的地までご利用できます。

事前に登録が必要です

デマンドタクシーを利用するには、事前に登録が必要です。お近くの支所または住民センターでお申し込みください。

こんな時にご利用いただけます。

- ・病院へ行くとき
- ・買い物へ行くとき
- ・支所へ行くとき など



コミュニティバスの運行見直し

デマンドタクシー運行開始に伴い、安達、岩代、東和地域を運行するコミュニティバスの時刻表が見直しとなります。詳しくは、デマンドタクシー・コミュニティバス時刻表をご覧ください。

◎問い合わせ…企画財政課企画調整係 ☎(55)5090

消防団秋季検閲

部隊訓練等に励む団員の勇姿をぜひご覧ください。

開催日 10月26日(日)

観閲

二本松地区隊

午前8時30分～

安達地区隊

午前8時45分～

岩代地区隊・東和地区隊

午前9時～

式典・訓練(観閲終了後)

二本松：二本松三中

グラウンド

安達：油井小学校運動場

岩代：岩代運動場

東和：旧木幡第一小学校校庭

※雨天時は、体育館等で式典のみ行います。

※団員招集のためサイレンを午前7時に吹鳴します。

◎問い合わせ：

生活環境課市民生活係

☎(55)5102

または各支所地域振興課

平成27・28年度入札参加資格審査申請の受け付け

平成27・28年度入札参加資格審査申請の受け付け

平成27・28年度において二本松市が発注者となり、入札または見積合せの方法により

工事等の請負、物品の購入および役務提供等の契約を締結しようとする場合に必要なる入札参加資格審査の申請を受け付けします。

提出方法

「入札参加資格審査申請の手引き」をご覧ください、申請書類を郵送または持参してください。

受付期間

11月1日(土)～

11月30日(日)

※持参の場合は土日祝日を除く有効期間

平成27年4月1日～

平成29年3月31日

手引き等の取得方法

手引きおよび申請様式等は市ウェブサイトからダウンロードするか、契約管財課(市役所4階)、各支所地域振興課窓口で配布します。

その他

今回は、登録名簿更新に伴う定期受付となります。現在、登録されている方でも、新たに申請手続を行う必要があります。

◎問い合わせ・提出先：

契約管財課契約係

☎(55)5082

10月26日(日)は福島県知事選挙の投票日です

私たちの声を県政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

投票時間

午前7時～午後6時

投票の方法

投票日には、入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券は告示日(10月9日)以降世帯ごとに郵送する予定です。

※入場券が届かないまたは紛失した等でお手元に入場券がない場合、入場券を再発行します。詳しくは下記までお問い合わせください。

投票できる人

・平成6年10月27日までに生まれた人

・日本国民である人

・平成26年7月8日以前からの市民またはこの日までに転入届をした人

※市外に転出して、転出先が県内市町村で一度だけの転出の場合は当市で投票できます(転出先の市町村で選挙人名簿に登録された人は除きます)。

期日前投票

投票日当日、用事などで投票所へ行けないときは、期日前投票をすることができます。

期間

10月10日(金)～25日(土)

受付時間

午前8時30分～午後8時

場所

お住いの地域にかかわらず、次のいずれの場所でも期日前投票をすることができます。

◇市役所1階市民ホール

◇安達支所 ◇岩代支所

◇東和支所

持参するもの 入場券

※入場券がない場合は、時間がかかる場合があります。

宣誓書の記入が必要で

期日前投票所の受け付けでは、投票日当日に投票所へ行けない理由を確認する宣誓書を記入していただきます。

不在者投票

長期出張などで二本松市以外の市町村に旅行・滞在している場合や震災や原発事故の影響により一時的に他市町村に避難されている場合、また指定の病院・老人ホーム等に

入院・入所している場合などは、滞在先の市町村の選挙管理委員会または病院等の施設で不在者投票をすることができます。

滞在先での不在者投票は、あらかじめ手続きが必要ですので、早めの手続きをお願いします。

詳しくは左記までお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方で両下肢、体幹、移動機能や内部機能に一定以上の障がいがある方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が対象で、前もって証明書を受けることにより自宅等で投票できる制度です。

詳しい条件や手続きにつきましては左記までお問い合わせください。

開票

開票は投票日の午後8時から城山第二体育館で行います。

◎問い合わせ：

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146